



7月22日正午から先着順で販売します すみだプレミアム付デジタル商品券

墨田区商店街連合会(以下、区商連)では、区内の商店街と消費者を支援するため、プレミアム付デジタル商品券をキャッシュレス決済サービス「PayPay」で発行します。詳細は区HPをご覧ください。

なお、購入にはPayPayアプリ内での本人確認が必要です。お済みでない方は早めに手続をしてください。



【対象店舗】PayPayを導入している区商連加盟店・賛助加盟店・大型加盟店 *詳細は区商連HP、PayPayアプリ等を参照**【券種】**▶A券(7000円分)＝大型店、スーパー、ドラッグストアを除く区商連加盟店・賛助加盟店で使用可 ▶B券(5000円分)＝全ての対象店舗で使用可**【販売価格】**1セット1万円 *2000円を上乗せし、1万2000円として使用可**【有効期間】**7月22日(水)～9年1月17日(日)**【対象者】**区内在住の12歳以上で、PayPayアプリ内で本人確認済みの方**【発行数】**先着12万5000セット**【購入方法】**7月22日正午～9月23日にPayPayアプリ内で購入 *1人5セットまで *期間中でもなくなり次第終了**【問合せ】**産業振興課産業振興担当☎5608-6187



ご活用ください 東京都省エネ点検・改修キャンペーン

都では、自宅の省エネ性能の点検等を無料で実施しています。詳細は都HPをご覧ください。



【問合せ】東京都省エネ点検・改修キャンペーンコールセンター☎050-3535-0299**【担当課】**環境保全課



気を付けましょう ハクビシン・アライグマの被害対策

区内でハクビシンやアライグマの目撃情報が増えています。野生動物を見掛けた際は、むやみに近づいたり、餌を与えたりしないでください。

また、これらの動物が天井裏や物置に住みつくと、家屋被害を受けることがあります。餌になる物を屋外に放置しない、侵入できる隙間を塞ぐ等の対策が有効です。被害が続く場合には、区による捕獲事業も活用できます。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】環境保全課緑化推進担当☎5608-6208



ご注意ください 光化学スモッグ

日差しが強い、風が弱い、気温が高いなどの気象条件がそろうと、光化学スモッグが発生しやすくなります。

光化学スモッグは、喉の痛みや吐き気、目のかゆみ、手足のしびれ、呼吸困難、意識障害等の症状を引き起こすことがあります。光化学スモッグ注意報が発令されたら、窓を閉め、外出や屋外での活動を控えましょう。症状が出た場合は、水道水でうがいや目の洗浄をし、治まらないときは、最寄りの医療機関や下記の問合せ先にご相談ください。

また、都では、光化学スモッグ注意報等の発令状況をEメールで配信しています。詳細は都HPをご覧ください。



【問合せ】▶光化学スモッグ注意報＝環境保全課指導調査担当☎5608-6210 ▶症状の相談(月曜

日～金曜日の午前8時半～午後5時／祝休日、年末年始を除く)＝保健予防課保健予防係☎5608-6190 ▶症状の相談(その他の時間)＝都医療機関案内サービス「ひまわり」☎5272-0303



ぜひご利用ください 打ち水グッズの貸出し

夏は水の使用量が1年で最も多い時期です。区では、水の大切さや水循環への理解を促すため、雨水や再利用水での打ち水を推進しています。打ち水に使うひしゃくやバケツを貸し出しますので、希望する方はお問い合わせください。

また、打ち水の活動報告を募集しています。報告した方には手拭いを進呈します(数に限りあり)。なお、報告の写真は区HP等に掲載する場合があります。詳細は区HPをご覧ください。



【問合せ】環境政策課環境政策担当☎5608-6209



ぜひご利用ください チリダニの検査

夏はアレルギー性疾患の原因とされるチリダニが増えやすい時期です。家のほこりを問合せ先に持参すると、その中にいるチリダニの量を測定し、効果的な改善方法を助言します。ほこりの集め方など、詳細はお問い合わせください。

【対象】区内在住の方**【費用】**無料**【問合せ】**生活衛生課生活環境係(横川5-7-4すみだ保健子育て総合センター2階)☎5608-6939



70歳～74歳の方へ送付します 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ

■国民健康保険資格確認書等の更新

国民健康保険に加入中の70歳～74歳の方に、特定記録郵便で、以下の書類(9年7月31日まで使用可)を今月中に送付します。対面での受け取りは不要です。受け取り後、氏名・住所等の記載事項をご確認ください。なお、年度途中で後期高齢者医療制度へ移行する方の有効期限は、75歳になる誕生日の前日です。

【送付物】▶マイナ保険証をお持ちでない方＝8月1日から使用できる「国民健康保険資格確認書」(サーモン色) ▶マイナ保険証をお持ちの方＝資格情報を確認できる書類「資格情報のお知らせ」(A4判) *本書のみでは受診不可(マイナ保険証の提示も必要)

■自己負担割合

「資格確認書」の提示または「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」の提示をすることで、自己負担割合は2割(現役並み所得者は3割)になります。なお、自己負担割合が3割で、次のいずれかに該当する方は、自己負担割合を軽減できる可能性がありますので、お問い合わせください。

【対象】次のいずれかに該当する世帯▶同じ世帯に属する70歳～74歳の国民健康保険加入者の前年の収入の合計が520万円未満(単身世帯は383万円未満)である ▶同じ世帯の方が後期高齢者医療制度へ移行したことで新たに3割負担となった方のうち、住民税課税所得が145万円以上、かつ収入が383万円以上であり、後期高齢者医療制度へ移行した方も含めた前年の収入の合計が520万円未満である

.....

【問合せ】国保年金課こくほ資格係☎5608-6121



保険料額決定通知書を送付します 後期高齢者医療制度

■令和8年度の保険料額

令和8年度の「保険料額決定通知書」を、今月中旬に対象者へ送付します。納付書で納める方には、期間分の納付書を同封しますので、各納期限までに納付をお願いします。なお、納付方法は口座振替に変更できます。

■キャッシュカードやインターネットでの口座振替手続

申込者本人が問合せ先にキャッシュカードと本人確認書類を持参すると、口座振替の手続ができます。また、インターネットでも手続できます。対象の金融機関等の詳細はお問い合わせください。

■延滞金の徴収、還付加算金の加算

納期限内に保険料を納付しなかった場合、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞金を保険料に加算して徴収することがあります。また、保険料の変更等により、すでに納付した保険料に還付金が生じた場合は、還付加算金を加算することがあります。

■社会保険料控除

保険料は、所得税や住民税を計算する際に社会保険料として控除できます。なお、この控除は、公的年金からの特別徴収の場合は本人に、口座振替の場合は口座名義人に適用されます。

.....

【問合せ】国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当(区役所2階)☎5608-8100



ご存じですか 国民年金保険料の免除制度等

国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」と「納付猶予制度」があります。詳細はお問い合わせください。

【対象】本人とその配偶者(保険料免除制度は世帯主も)の前年の所得が一定基準以下の方等**【申請期間】**9年6月まで *申請日から2年1か月前まで遡って申請可(すでに納付済みの月を除く)**【問合せ】**国保年金課国民年金係☎5608-6130



明るい選挙の実現を目指して 寄附禁止のルール

■政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に▶中元、病気見舞い▶入学・卒業・就職のお祝い▶葬式・落成式・開店祝いの花輪▶スポーツ大会や町内会の催しへの差し入れ・寸志等のような金品を贈ることは、いかなる名義であっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜における香典は、罰則の対象とはなりません。

■後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体が、選挙区内で花輪・祝儀・香典などを出すことは禁止されています。ただし、後援団体の設立目的による行事等への寄附は除きます。

■政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

誰でも、政治家に対して寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることは禁止されています。

■挨拶状などの禁止

政治家は、答礼のための自筆によるものを除き、選挙区内の人に暑中見舞状等の挨拶状を出すことは禁止されています。また、選挙区内の人への挨拶を目的として、新聞・雑誌などに有料広告(名刺広告など)を出すすと処罰されます。

.....

【問合せ】選挙管理委員会事務局☎5608-6320

